

売り払われた拝領屋敷

——豊後府内藩江戸中屋敷放出の背景——

平 井 義 人

はじめに

私は、他誌で行った先の報告⁽¹⁾において、江戸大名屋敷の不可解なやり取り、或いは所持事例を報告した上で、その中の特に町・町並屋敷に注目し、それらの屋敷所持に秘められた経営状況を明らかにすることが、藩邸研究において、重要な課題であることを主張した。⁽²⁾このことは、豊前・豊後の諸藩を語るにおいても例外ではない。たとえば、豊前中津藩の事例にその典型を見ることが出来る。『諸向地面取調書』⁽³⁾によると、幕末における中津藩の江戸屋敷は図表(一)のような状況になっていた。

この様に、中津藩では、江戸の町中に二七もの町屋敷・町並屋敷を所持していた。これらの屋敷の規模は、小さいもので二〇坪、大きいもので一一二坪⁽⁴⁾、平均すると約二七〇坪という、およそ大名屋敷とは考えにくい程の小さな屋敷の集積である。これらの屋敷の位置を江戸図の中に置いてみたものが図表(二)である。仮にこれらの屋敷が江戸詰の藩士等を住まわせるものであったとするならば、何故、中枢となる上・中・下屋敷の周辺に集中していないのか。位置的関係で語るならば、これらの町屋敷・町並屋敷群の多くが、中津藩の上・中・下屋敷の補助的機能を果たしていたとは考えにくい位置に散在しているのである。加えて、河岸地を持つ町・町並屋敷が六つ存在するが、これらの河岸地から何処へ何を荷揚げし、或いは、船積みしたのか。対象となる藩邸等の目的地が必ずしも明確ではない。

これらの屋敷は明らかに大名屋敷の通念を打ち破るものであり、江戸大名屋敷イコール藩主家及び藩士達の江戸の住居、という位置づけから遙かに逸脱した存在となっている。これらの江戸大名屋敷を、「大名が江戸に住居するために幕府が与えた宅地」という通念的理解だけで片付けてしまうことは、到底不可能であらうと思われるのである。そこには、明らかに、それぞれの藩の経済事情が表出している。江戸に屋敷を持つことは、屋敷を取得・建築する経費はもとより、それが拝領屋敷であるならば辻番をはじめとする諸々の役負担、買得屋敷であっても年貢等の負担、さらには火事でも出そうものならその損失あるいは出火の責任問題等々、大変なリスクを伴うのである。そのリスクを覚悟の上での屋敷の所持である以上、屋敷を所持する明確な意図というものが存在しなければ成り立たない話なのである。江戸時代後半期における各藩の財政事情を考えた時、私はその意図の大半が経済的なものであったと断定し得ると考えている。さらには、各藩毎の屋敷所持の特徴は、それぞれの藩の経済事情を考える上で、ある程度の共通の指標にもなり得よう。又、徳島藩の事例では、藩の専売品である藍の販売と、徳島藩の江戸屋敷・大坂屋敷は極めて深いつながりをもっていた。そのことを敷衍するならば、それぞれの藩の専売制度を検討する切り口として、最大の消費地である江戸に存在する各藩の屋敷を位置づけることは、極めて意義深いことではないだろうか。

立ち返って、豊前中津藩の江戸屋敷所持状況を考えた場合、二七もの町・町並屋敷の集積を如何に理解すべきなのだろうか。河岸つきの町・町並屋敷に絞ってその利用を考えた場合、物資の輸送という点に屋敷の用途を限れば、三つのケースに絞られると考えられる。一つには店賃経営。たとえば徳島藩の場合では、少なくとも寛永期から江戸八丁堀屋敷を使って店賃経営を行っていた。二つには藩邸内で消費する諸々の物資の運搬。三つ目には商品(年貢も含む)の運搬である。したがって、ある藩が上・中・下屋敷とは程遠い場所に河岸つきの町・町並屋敷を所持していた場合、その所持の目的は、余程の特殊事情を想定しない限り、本来の藩邸機能とは無縁の、営利活動であったと断定し得るのではないだろうか。ともあれ、これらの町・町並屋敷の分析にあたっては、形式的所持者となっている家来名を手がかりとして、藩全体の経済構造の中で検討すべきものと

考えている。

一方、屋敷のやり取りも藩対藩に限らず、幕臣や一部商人を巻き込んで、盛んに行われていた。特に、老中・若年寄を勤める譜代大名は、それらの屋敷(役屋敷)との交代をも含め、最も激しい屋敷のやり取りを行った。豊前・豊後諸藩の中にあつては、不明である豊前中津藩を除き、豊後岡藩に次いで豊後府内藩の事例が顕著である。豊後府内藩の江戸屋敷の取得・放出の状況は図表(四)のようになってゐる。

屋敷をやり取りする方法には、拝領・土地という幕府の命に沿うものをはじめとして、表向きには相對替・貸し借り・売買¹⁰の、しめて四つの方法があつたが、拝領・土地は幕末に至るほど影を潜め、代わつて、相對替・売買が極めて頻繁に行われていくようになる。前段で問題とした町屋敷・町並屋敷も実は拝領屋敷ではなく、売買を通して取得される屋敷であつた。これら頻繁なる江戸屋敷の取得・放出の情報も、その意味を一つ一つ丁寧に検討していくならば、それぞれの藩經濟を考える上で有効な材料となるものと考ええる。

本報告では、この様な着想に従い、豊後府内藩の江戸屋敷の変遷の中に特徴的事例を取り上げ、藩による江戸屋敷の取得・放出に秘められた經濟的営みの一端を明らかにしたい。

豊後府内藩江戸藩邸の変遷の特徴

図表(二)で示した豊後府内藩江戸屋敷の変遷を、屋敷毎に図式化したものが図表(五)である。豊後府内藩江戸屋敷変遷の特徴をあげると次の諸点である。第一に、前述した様に、不明である豊前中津藩を除けば、豊後・豊前諸藩の中で岡藩に次いでやり取りが盛んである。しかし、このことは主に幕末に至つて切坪相對替などの小さなやり取りが集中したからであつて、上屋敷・中屋敷という主だった屋敷の変化はむしろ少ない。第二に、天保一二年(一八四一)の相對替に不自然さが目立つ点である。相對替とは交換するという意味であるが、本来売買を禁止された拝領屋敷のやり取りを行う手段の一つである。交換であ

るならば、等価でなければ成立するはずはないが、坪数のみの比較によると、一八八八坪と七〇〇坪ということで、豊後府内藩にとって極めて不利な相対替であったように見える。加えて、本所石原邸は隅田川に面し、海上交通上絶好の位置にあった。⁽¹⁾ 近くには幕府の米蔵もある様な場所だったのである。更にこの石原邸は豊後府内藩の屋敷の中で、唯一の海辺にある屋敷であった。『復元・江戸情報地図』（朝日新聞社・一九九四）によると、道を隔てた対面は隅田川に面する河岸となっており、豊後府内藩にとつては重要な屋敷であった筈である。この屋敷が不利な坪数で内陸部にある麻布三軒屋敷と相対替となったことについては、やはり疑問が残る。第四には、弘化四年から嘉永元年にかけて三度にわたつて行われた、本所亀沢邸取得のための切坪相対替である。この場合では、八〇〇坪を放出することによって、一五〇〇坪を獲得している。幕臣等六人を巻き込んだこの屋敷の獲得は、一見強引にも見え、本所亀沢邸の獲得には特別な事情があるものと思われる。第五に、嘉永四年（一八五一）に行われた巢鴨御駕籠町屋敷一〇〇坪の相対替である。このとき豊後府内藩は、酒井與八郎（上野伊勢崎藩）より一〇〇坪の拝領屋敷を獲得した。しかし、この事は豊後府内藩側の記録には表れていない。しかも、相対替とは言い乍、豊後府内藩側が差し出した屋敷が不明なのである。この様に、この巢鴨御駕籠町屋敷には不明なことが多い。そもそも、たった一〇〇坪の拝領屋敷が、しかも他屋敷から孤立してあったという事例は、二万石の大名の屋敷としては不自然と言わざるを得ないのである。

石原邸の放出をめぐる

前述した本所石原邸の放出について『大分市史』は次のように述べている。「閑山は、珂那部伊三郎、奥村林平、杉本市郎を新規に召し抱え、藩政改革を決意した。その江戸の石原屋敷を、二千八百万両で売却し、一部を借財の返金に当て、奥村とともに十二年十一月に帰国した。」⁽²⁾（文・安藤保氏）。更に『大分県史』には「閑山は鴻池からも見放された藩財政の再建を決意する。江戸石原屋敷を売却して旅費をつくり、十月一日に江戸をたつ」⁽³⁾（文・檜本讓司氏）とある。石原邸屋敷は売却されたというのである。

ここに出てくる閑山とは、文化四年から天保二年まで藩主の座にあった松平近訓のことである。彼は、天保一二年当時、藩主を引退し石原中屋敷にあった。その頃の豊後府内藩の財政状態は、天保元年近儀（近訓の二代前の藩主・天保元年当時は引退していた）の発令に始まった藩政改革も効を奏さず極度に逼迫し、その年（天保一二）の三月に藩主近信（近訓の次代藩主）が自ら改革に乗り出し江戸を出発したものの病氣にて急逝したという出来事があつたばかりの時である。その様な状況下、閑山は自らの住まいである本所石原中屋敷を売り払い、藩政改革に乗り出すべく国許に向かった。天保一三年正月、国許に立ち返つたばかりの閑山は、家中の者を集めて家老より直達を申し渡させている。直達の内容は史料（一）の通りである。

史料（一） 『岡本家文書 三二二』

「天保十三年壬寅歲御直書并口達扣 正月廿三日」

御直書写

近年勝手向別而「差支公務ニも可」相障ト静寂院も「深く心を苦メ一昨年」来改革之志を勵し「去春致帛城候処」船中^レ之病氣ニ而「不遂本意遺言」此事ニ候其後ハいよく「人氣も乱れ世間之」風評不一形ト江戸「表迄も相聞心痛」無限且日用ハ差立「候得共其余ハ不及」人力ニ段當所^レ申越「斬而者」御奉公茂難相勤万一「家ニも抱テハ隠居之」身トハ年申先祖ヘ之「不孝我等一身ニ帛候事」故存慮を決し石原「屋敷をも売拂為」改革江戸表致発足「候然所大坂表ニ而家中」之面々ヘ行逢心遣「添増候間道中差急」帛城いたし取調候得者「種々混乱之事のミ就」中收納米纔ニ残り「候趣右ハ不取敢為取」江戸表并大坂^レも差図申越候得共其「詮も無之近年家中之」扶助次第^レ相減何れも「難決差迫半と我等」身分ニ引くらべ察入候「久々ニ帛城之手験と」成其後之才取斗度と「発駕之砌より之含も」水泡と相成候然ルル「一同困窮をも不厭」無怠出精いたし管之段「人慶不過候乍併」我等ニおひても汗敖「之至ニ候兼而收納」米倉入間もなく茅場ニ「持出し候さへ人氣ニも障り候と承り居候処」昨年ニ至リ而ハ村方^レ直ニ「他領江為相渡領地」拝領いたしながら「内実ハ他方之領地も」同様之訳ニ成行人氣「等ハさし置」公刃之聞ヘ

も甚以」恐多諸家之取沙汰」先祖へ之恥辱面目」無之次第^ニ一旦ハ当職を」初メ其掛リ役人共」不取斗と慎み候得共」得斗相
考候得者」畢竟我等不行届」故与後悔無限候依而」我等身分を初相改」改事ハ勿論勝手向」万端為行届度帰」後日夜心を苦メ
候得共」元^ハ不才之我等愚」意之可及ニあらず付而ハ」家中一統精勤之力」ヲ以汚名を雪度候」比旨厚ク相心得何」卒一同心
を合セ改」革之趣意行届候様」頼入候先達而道中之」粮難^ニ而下方へ情合」粗^ハ相辨候間此節」指出候宗旨奉行^江も」存意申合
置候一昧」諸役人銘々之役前」睦与不相弁只其日を」無^ニ夏^ハ過行候得者」宜事と相心得諸事」之取締り行届兼候之」訳無之哉
今般改革」ニ付而者役前之心得方」承^リ置度役之書付を以」可申出候過而改^ニ憚」事な可れと申勢」是迄之取斗ニ不泥」心得違
之義も有之候者」相改出精致候様有」之度誠も當家危」安之境ニ付努治」之筋下方為筋等」心付候義ハ些細之事」たり共苦か
らず」且我等之過も候者」承度候間少しも」無遠慮書付を以」手許^江指出可申候」

以上

(傍線筆者)

この直達では、藩政改革のため石原屋敷を売り払ったとなっている。表向きには麻布三軒屋屋敷との相對替となっていた屋敷のやり取りは、実は売却であった。藩政改革の資金調達のため、拝領屋敷が売り払われていたのである。しかし、ここで三つの点について注意を払いたい。一つは、『大分県史』によると江戸中屋敷を売り払っても実際には閑山公の帰国の旅費が捻出される程度にしか成らなかつた様に書かれている点である。もう一点は、拝領屋敷の売却事例は、実は多く、支払いは通例引料という名目で行われるという点である。たとえば、豊後岡藩においては、文政十三年(一八三〇)南八丁堀下屋敷(拝領屋敷)を阿波徳島藩へ相對替の名目で譲り渡した件につき、徳島藩から引料として一四五〇兩を受け取っている。ただし、拝領屋敷の売買に当たり、これ程露骨に、そのことを表明した事例はむしろめずらしい。このことは、後に述べるように、改革の機運を高める為の意図的な所業であつたものと思われる。この直達のあつた午後、広瀬九兵衛は城に召し出され、閑山公から

直々に藩政改革の指揮を執る様命令を受ける。⁽¹⁶⁾ 九兵衛による天保改革の再開である。三点目は、少なくとも「御直書写」に書かれている内容によれば、拝領屋敷を売却することに関する幕府への憚り、といったことは全く見られないという点である。しかも、売却の件が、集められた藩士達の前で、家老の口から堂々と公言されているのである。このことは、藩士レベルまで、拝領屋敷の売買が常識化していたことを表わす。譜代藩にしてこの様な有様だったということは重要な意味を持つと考えられる。

ただ、『大分市史』が言うところの、二八〇〇両という売却代金や、『大分県史』が言うところの、売却代金が旅費に充てられたという点については、ついに、この報告までにその史料を探し出すことが出来なかった。別の機会で改めて検討したい。

本所亀沢邸の取得をめぐって

藩政改革のために、自らの住まいとしていた石原中屋敷を売り払った閑山は、弘化四年（一八四七）に至って、今度は逆に、石原邸とはあまり離れていない本所亀沢に屋敷を買い集める。改革も一応の成果を挙げたとして、閑山が江戸へ戻るに当たったのである。閑山が実際に江戸に戻ったのが嘉永元年（一八四八）であるから、少なくともその前年には既に屋敷の取得が始まっていたということになるが、相對替の記録は幕府の受理の段階での年月日であるから、下話が始まったのはもっと以前のことであったと考えられる。そのあたりの事情について、藩の記録・史料（二）と国許家老が江戸家老から受け取った手紙・史料（三）では、次のようにされている。

史料（二）『府内藩記録甲 三四〇』

（弘化四年十一月）同十八日

一、去春江戸表御屋鋪御焼失之砌一同御改革之御趣意出精中ニ付別段之心遺ニ不及段御沙汰之趣相達置候所寄特之族銘々

致恐察獻納」相願別而」

御満足ニ思食候出精之廉永相遺様子之」御趣意ニ付御屋敷御買入之手當ニ致置然處」今般本所亀沢町ニ而御屋敷御求相成」公辺御願迄茂相濟候段申来偏一同丹精ニ而御屋敷」御買入之基相成御安心至候間此段可相達旨」御沙汰候然而者右為御歛平服ニ而御役宅」辺勤可有之候猶又右為御心祝在町江御酒下ニ付」一統江も可被下置之處此節者御行届不相成追而」被下之思食候間其旨可被相心得候 以上

右之通相達候様御同番太田彈正殿御達有之

(傍線筆者)

史料(三) 『岡本家文書 四九六』書簡一一

以別紙致啓上候然ハ兼而」難申進候御下屋敷^ニ義当節」柄^ニ者御座候得共御同役様方御互ニ」御下屋敷へ御出有之候御儀ニ付」詮義いたし相応え御場所茂」御座候得ハ御相談相成候様被成度」先日中^ハ本所辺ニ而諸所承リ」候得共免角宜御場所も無之」本所猿江ニ而森川内膳正様之」御下屋敷三千坪余有之御引料」式千三百兩程ニ而御相談も出来」可申哉ニ御座候広瀬源兵衛^ハ茂」福嶋屋へ申聞具候ニ付亀沢町」御屋敷一時ニ御引替と申義ニハ」相成兼候間亀沢町も御相手」出来次第御譲渡之御積^ハ御座候」亀沢町茂千五百兩位ニハ是非」御譲ニ可相成候得共夫迄之處」一旦式千三百兩余之御出金無之而ハ」不相濟候ニ付此上御相談相懸」候得者一時ハ右金辻福嶋屋」より出金相頼候積^ハ御座候右」之段御含迄ニ申進置候御屋敷」御買入ニ相成候次第ハ四郎右衛門」不遠帰者ニ相成候間委細」御咄可申候多分右御屋敷御相談」可相成哉と奉存候得共未タ種々」相談中ニ御座候種々御入箇多ニ而御心配と御察申候御屋敷」之義ハ廣瀬江茂右之次第御咄置可被下候

一奥様御帰府之御義も未タ」御頃合相分兼候当冬ニ相成」可申哉来春ニ相成可申哉何分」御模様相分兼候間御含ニ申進置候」是又四郎右衛門方下着之上ニ而」委細御咄可申候当地別段」相替候義も無御座候外ニ申進候」御用向茂無御座候此段得御意度」

如是御座候已上

八月十八日 (津久井)四郎右衛門

(小 林)権右衛門

外記録

主米様

(傍線筆者)

『府内藩記録』では、本所亀沢邸取得の理由を、前年弘化三年の火事による江戸屋敷の焼失としている。しかし、弘化三年の火事が無くとも、閑山は江戸に戻る予定があった訳であるから、火事がなかった場合、本所亀沢邸の取得はなかったとは言いが切れない。結果的には本所石原邸を売り払って国許へ立った閑山は、本所亀沢邸を買って江戸へ戻ったのである。岡本家文書によると、購入する屋敷は何処でも良いというのではなく、石原邸と同じ本所一帯に拘泥していた様子が窺える。この本所亀沢邸購入に関し、弘化三年の火事との関連について検討することが急務であるし、史料中に出てくる「広瀬源兵衛」なる人物について考察が不可欠であるが、それらを除き二つの点に注意を払いたい。一点は、屋敷物件の情報が町人である「福島屋」からもたされている点である。拝領屋敷のやり取りは藩と幕臣を交え夥しい数の武家の間で取り交わされる。そこには、今日の不動産屋にあたる情報源がなければ、相対替など成り立たなかつたはずである。府内藩の場合「福島屋」が情報源であつたということができよう。この「福島屋」に対し藩は本所亀沢邸取得に関する当面の費用の捻出も依頼しており、府内藩と「福島屋」との関係は、かなり重要な意味を持っていたことが窺える。第二には、屋敷取得に当たり、建築費の見積が全くなされて

いない点である。亀沢邸は結果的に三者が所持していた屋敷を囲い込む形で、先に手放した石原邸の規模とはほぼ等しい一五〇〇坪の屋敷に仕立て上げられた。三者の屋敷を合わせたのであるから、そこには必ず修築ないしは全面改築が必要となるはずなのである。石原邸を売り払って始まった改革が、亀沢邸の取得で終わるといふ、一面奇妙な結末は、予定の行動であつた否かは別として、建築費のことも考え合わせれば、余り算盤勘定の合う話ではない。『岡本家文書』に残されている本所亀沢邸の図面には、「亀沢町御仮住居」とあり、およそ二〇〇坪に足りない規模の屋敷が描かれている。この屋敷はその規模から考えて、川井喜左衛門より得た屋敷と思われる。その屋敷を仮住居としてしばらくの間使用していたことが窺えるが、あくまでも仮に過ぎなかつた筈なのである。

おわりに

以上、本論では拝領屋敷の売買に関し、豊後府内藩の石原邸・亀沢邸の売買の事例を紹介して、藩邸研究の意義を述べたつもりである。

今回の報告で指摘しうる最も重要な点は、豊後府内藩の場合拝領屋敷を売却することに対する幕府への憚りというものは、一切見られなかつたという事である。幕府への願ひこそ相對替という形をとつてはいるものの、手続きそのものが形式的であることを幕府側もよく承知していた点は、既に先行研究において明らかにされている。江戸の初期において、売買はもとより勝手に処分することが決して許されなかつた拝領屋敷が、幕末に至ると、藩の私産として扱われる様になつたということを、この事例は表わしている。このことは、府内藩が譜代であることも考え合わせるならば、幕末において、各藩に一般化しうると考えられるが、今しばらく他の事例も集積した上で、結論を得たい。

この事例ではまた、拝領屋敷の売却が藩政改革の象徴的所業とされたことに注目される。しかし、あまり時期を隔てず他の屋敷を購入したわけで、その収支を考えたとき、江戸藩邸の売却が藩の財政を支えたという様な見方はできないだろう。中屋

図表(一) 安政期における豊前中津藩の江戸屋敷

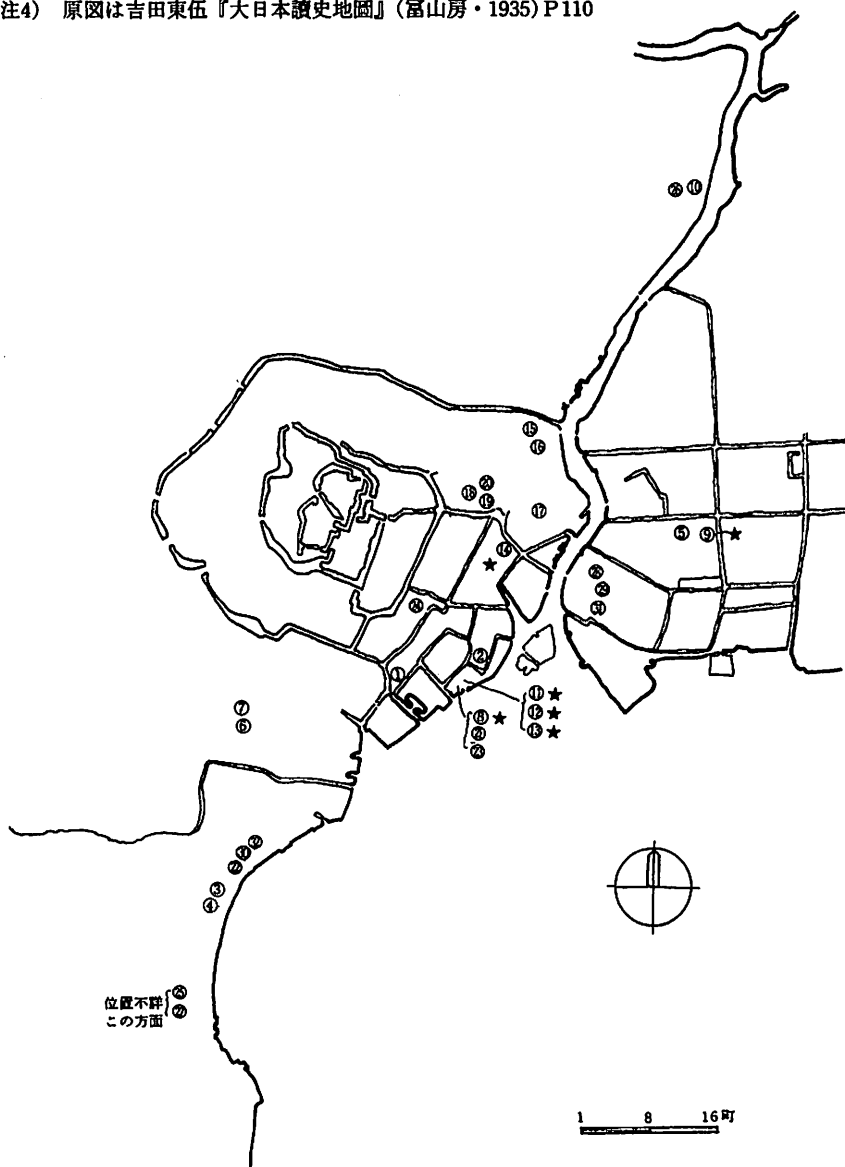
CODE	屋敷類別	場所	坪数	備考
1	上屋敷	木焼町	9286	
2	中屋敷	鉄砲洲	4162	
3	下屋敷	高輪	9280	
4	借地	高輪	500	
5	町並屋敷	深川海辺大工町代地	483.5	家来武田右門所持
6	町並屋敷	飯倉町四丁目	404	同上
7	町並屋敷	飯倉町三丁目	223.5	同上
8	町屋敷	南小田原町二丁目	463.75	同上
※	上記付属 河岸地		85.5	
9	町並屋敷	北本所代地深川屋橋	1121	同上
※	上記付属 河岸地		27	
10	町並屋敷	浅草今戸町河岸通	212	同上
11	町屋敷	上柳原町	278.884	家来武田頼兵衛所持
※	上記付属 河岸地		42.98	
12	町屋敷	同上	69	同上
※	上記付属 河岸地		31.5	
13	町屋敷	同上	225	家来岡辺伝太夫所持
※	上記付属 河岸地		56.65	
14	町屋敷	南茅場町	101	同上
※	上記付属 河岸地		67.5	
15	町屋敷	馬喰町武丁目	131.153	同上
16	町屋敷	同上	71.955	同上
17	町屋敷	新島町	200	同上
18	町屋敷	本石町武丁目	300	同上
19	町屋敷	本小田原町老丁目中	80	同上
20	町屋敷	同上	180	同上
21	町屋敷	南小田原町武丁目	102	同上
22	町並屋敷	芝田町七丁目	354.7	同上
23	町屋敷	南小田原町武丁目	85	同上
24	町屋敷	新西替町老丁目東側	203	同上
25	町並屋敷	品川台町	804	同上
26	町並屋敷	浅草今戸町	110	同上
※	上記付属 裏屋敷		81	
27	枡屋敷	品川宿	990	同上
28	町屋敷	深川末広町	221.5	家来岡辺彦三所持
29	町屋敷	同上	20	同上
30	町並屋敷	芝田町五丁目	116.865	同上
※	上記付属 新田地		18	
31	町屋敷	深川築地末広町	180	同上
32	町並屋敷	芝田町三丁目	107.374	同上

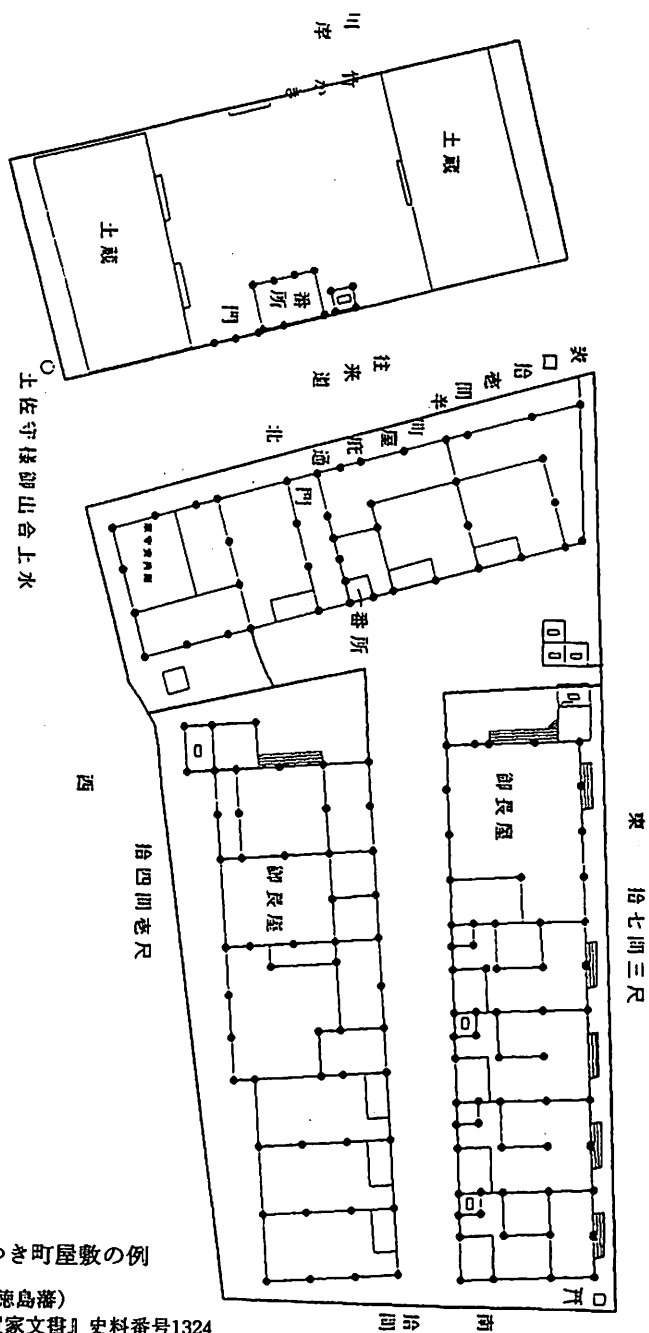
注) 『越前地面取調書』より作成

敷までも売り払って改革を決意したというショッキングな出来事をもって、国許の藩士達に差し迫った状況を演出して見せたというのが実情ではなかったか。江戸と国許の駆け引きが見え隠れする出来事であった、と評価することは、間違いないであろうか。何れにせよ、この様な藩邸のやり取りの中にこれまで見えなかった藩の財政事情の一面が浮かび上がり、それなりに意義のある切り口である、とご理解頂けたならば幸いである。この報告で考証の不足している部分を出来るだけ早く補っていきたいと考えている。

図表(二) 豊前中津藩江戸屋敷の位置

- 注1) ①は上屋敷、②は中屋敷、③は下屋敷である。
 ④～⑭は図表(一)の諸屋敷CODEに対応している。
 注2) ★印は河岸地を持つ町・町並屋敷である。
 注3) 正確な位置確認ができていないのは①・②のみである。
 他は地名により位置を推定している。
 注4) 原図は吉田東伍『大日本讀史地圖』(富山房・1935)P110





図表(三) 河岸地つき町屋敷の例

太刀売屋敷図(阿波徳島藩)

史料館所蔵『蜂須賀家文書』史料番号1324

「太刀賣御屋敷圖」より作成

図表(四) 豊後府内藩江戸屋敷の変遷

年月日	年号	移動分類	屋敷名	屋敷分類	坪数	相手	備考	興致
16240000	寛永年間(所持確認)		神田三河町	上屋敷	不詳		各地図に掲載	市街編4.9
16810000	天和年間(所持確認)		小石川	中屋敷	1039.4		地図・二人の屋敷	市街編4.9
16870128	貞享4年(所持確認)		筋違橋内	上屋敷	5661.68	佐倉藩畑田家より		市街編4.9
16870128	貞享4年(所持確認)		神田三河町	上屋敷	不詳	佐倉藩畑田家へ		市街編4.9
16980219	元禄11年(所持確認)		小石川	中屋敷	1039.4		4軒に分けられた	市街編4.9
16980230	元禄11年(所持確認)		本所横江	下屋敷	3111		本所三ツ目とも	市街編4.9
16980230	元禄11年(所持確認)		本所石原	中屋敷	1888		代官支配地	市街編4.9
17030000	元禄16年(所持確認)		染井	抱屋敷	5120	中野込村百姓地	伝通院領	市街編4.9
17050000	享永2年(所持確認)		染井	下屋敷	不詳		藩主大寺・文政武蔵	市街編4.9
17140200	正徳4年(所持確認)		本所横江	下屋敷	3111		本所三ツ目とも	市街編4.9
17140204	正徳4年(所持確認)		小日向水道端	下屋敷	3111.78	酒井修理大夫より		市街編4.9
17300804	享保15年(所持確認)		小日向水道端	下屋敷	3111.78	大久保長門守へか?		市街編4.9
17300804	享保15年(所持確認)		代々木	下屋敷	3816	大久保長門守より		市街編4.9
17360000	元文年間(所持確認)		四谷	下屋敷	不詳			市街編4.9
17440000	延享年間(所持確認)		本所石原	中屋敷	1888	北条伊勢守へ	最終的には伊勢崎藩へ	市街編4.9
18411129	天保12年(所持確認)		本所三軒屋	下屋敷	700	北条伊勢守より	北条下屋敷	市街編4.9
18470417	弘化4年(所持確認)		本所魚沼町	下屋敷	900	島津式部	六方相對替	市街編4.9
18470417	弘化4年(所持確認)		代々木	下屋敷	200	川井喜左衛門へ	六方相對替	市街編4.9
18470417	弘化4年(所持確認)		代々木	下屋敷	150	青山仲へ	六方相對替	市街編4.9
18470417	弘化4年(所持確認)		代々木	下屋敷	300	牧野幸之丞へ	六方相對替	市街編4.9
18480500	弘化5年(所持確認)		本所魚沼町	下屋敷	350	毛利出雲守より	三方相對替	市街編4.9
18480510	弘化5年(所持確認)		本所魚沼町	下屋敷	400	酒井興八郎より		市街編4.9
18511200	嘉永4年(所持確認)		不詳	下屋敷	100			市街編4.9
18511200	嘉永4年(所持確認)		不詳	下屋敷	不詳			市街編4.9
18540000	安政年間(所持確認)		豊鶴御駕籠町	下屋敷	100		藩領地	市街編4.9
18540000	安政年間(所持確認)		麻布三軒屋	下屋敷	700		豊後武蔵にはない	市街編4.9

注) 年月日の8桁は、冒頭4桁が西暦、次の2桁が月、最後の2桁が日である。ただし、末尾00は日が不明、0000は月日が不明ということ。

図表(五) 豊後府内藩江戸藩邸の変遷

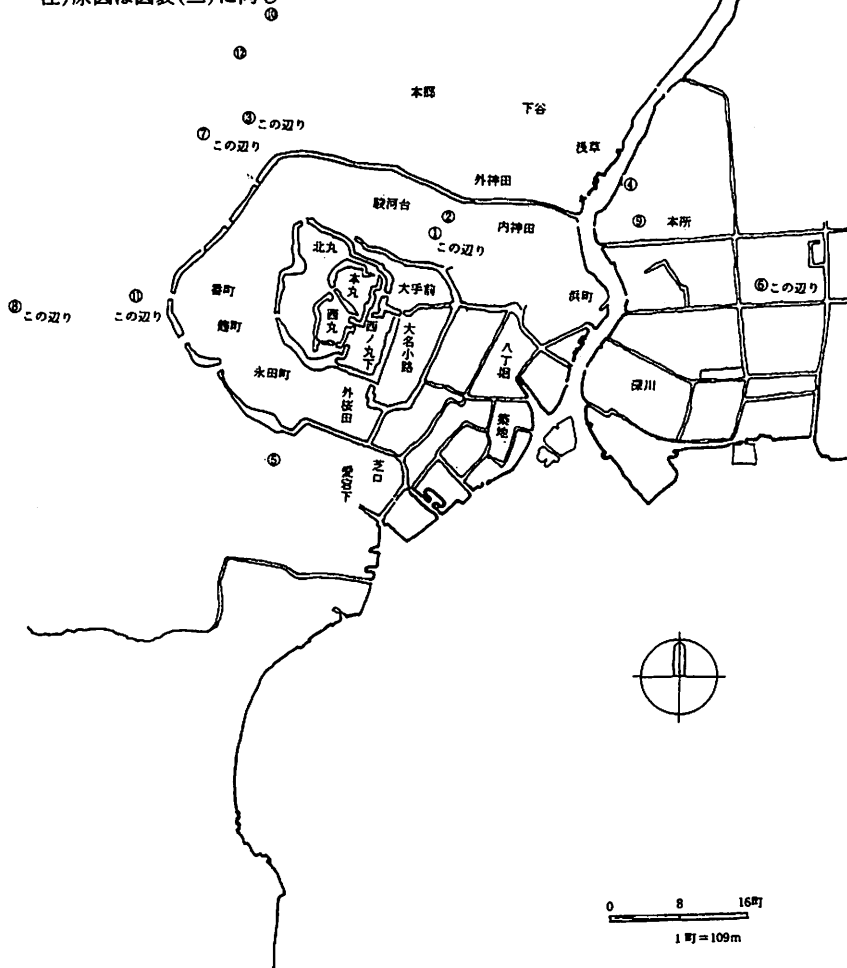
		1600	1650	1700	1750	1800	1850
上 屋 敷	① 神田三河町附近	?	雪永 ? 坪	1687(享亨4) 上知(→佐倉藩細田家屋敷)			
	② 防遠堀内 (駿河台下)		(細田家→)拝領 1687(享亨4) 上知				5661.68坪
中 屋 敷	③ 小石川		百姓地? ? 元和 1,083.4坪 上知	698(元禄11)			
	④ 本所石原		(百姓町屋→)拝領 1698(元禄11)		1,883坪	1841(天保12) 相対替→北條遠江守	1841(天保12) 上地?豊後守屋敷 ※大成・元治武蔵に付
下 屋 敷	⑤ 麻布三軒屋		麻布百姓地北條伊勢守拝領下屋敷4,524坪の内700坪を 一切坪相対替				
	⑥ 本所猿江		拝領 1,111.7坪 上地	1774(〃) 1730(享保15) 3,111.7坪			
下 屋 敷	⑦ 小日向水道端		(酒井修理大夫上地の内→) 拝領 1774(〃) 1730(享保15) 3,111.7坪				
	⑧ 代々木		大久保氏門守屋敷→相対替 1730(〃)		3,816(坪)		
上 屋 敷	⑨ 本所亀沢町(中)						
	⑩ (伝通院領)染井		中町込村之内百姓地 →譲受(約屋敷?) 1703(元禄16)		5,120坪		
上 屋 敷	⑪ 四谷		? 元文 2坪 延享 ?				
	⑫ 柴崎御駕籠町						

『東京市史稿市街編・第49』『(名)武鑑』『諸向地面取調図』より

図表(六) 豊後府内藩江戸藩邸の位置

- ①神田三河町附近上屋敷
- ②筋違橋内上屋敷
- ③小石川中屋敷
- ④本所石原中屋敷
- ⑤麻布三軒屋下屋敷
- ⑥本所猿江下屋敷
- ⑦小日向水道端下屋敷
- ⑧代々木下屋敷
- ⑨本所亀沢町下屋敷(中屋敷?)
- ⑩(伝通院領)染井下屋敷(抱屋敷?)
- ⑪四谷下屋敷
- ⑫巢鴨御駕籠町下屋敷

注)原図は図表(二)に同じ



龜沢町
市役所跡繪図

北

東

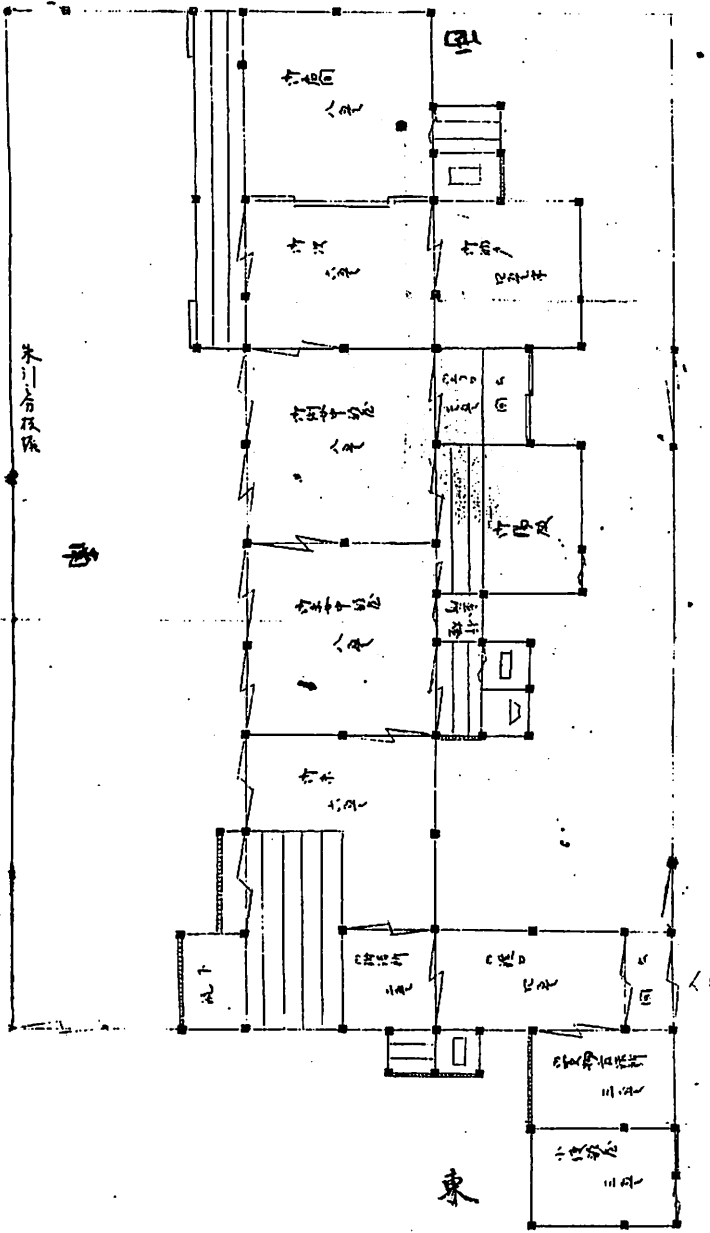
朱川合板路

西

六六

図表(七) 龜沢町御仮住居繪図面

『岡本家文書 408』



- (1) 平井義人「徳島藩江戸屋敷の変遷と藩邸研究の諸課題」(『史窓』第三号・一九九二年)
- (2) この論点については、「一九九二年の歴史学界―回顧と展望―」(『史学雑誌』第一〇二編第五号、一九九三年)一三三頁 或いは 藤川昌樹「近世の武家屋敷と都市史研究」(『年報都市史研究二』山川出版社、一九九四年)一〇七頁 を参照のこと。また研究史については 藤川論文を参照していただきたい。
- (3) 内閣文庫所蔵史籍叢刊第一四卷(汲古書院、一九八二年)
- (4) 私は、『諸向地面取調書』を一度期に作成されたものではなく、嘉永六年から安政二年の間に時間をかけて集められた情報によって作成されたものと考えている。この件については、拙論「幕末における江戸大名屋敷統計 ―『諸向地面取調書』分析のための基礎作業―」(『大分県立豊府高等学校研究紀要』第七号・一九九三年)を参照されたい。
- (5) ただし、これらの屋敷が全て独立して存在していたとは限らない。複数の屋敷が囲い込まれて一筆の屋敷を構成していた場合もあり得るものと考えられる。
- (6) 河岸地付きの大名所持町屋敷の事例については、図表(三)参照のこと。
- (7) 『国史大辞典』大名屋敷の項。勿論、この様な基本的理解が全く誤っているといっているのではない。
- (8) 江戸藩邸の役負担等については、原田佳伸「交代寄合高木家の江戸屋敷獲得仕法 ―相對替・借地・抱屋敷購入をめぐる問題―」『論集きんせい』第一二号(一九九〇年)を参照のこと。
- (9) 『蜂須賀家文書』一〇九六 「八丁堀之御家町人ニかし申家賃并町役払申覚」(寛永七年九月)
- (10) 宮崎勝美「江戸の武家屋敷地」高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門Ⅰ空間』(東京大学出版会・一九八九年)参照。
- (11) 『東京市史稿市街地編附図第一』一五八頁中央の「松平主膳正」と書かれた屋敷がそれである。この屋敷を石原邸と判断したのは、『復元・江戸情報地図』(朝日新聞者・一九九四年)の同屋敷に記入されている、「上野伊勢崎藩(群馬)酒井下野守二万石忠強 一八八八坪に

よる。『東京市史稿』によると、豊後府内藩石原邸は、北条伊勢守に渡った後、酒井下野守の屋敷となった。

(12) 中巻(七八九頁)

(13) 近世編Ⅱ(一二六頁)

(14) 「(天保十三年)正月晴／一 御家中惣出仕御隠居様御直達并御家老衆より申渡等有之／候由写ハ別紙ニ有之」(広瀬九兵衛日記・広瀬資料館所蔵)

(15) 『阿淡年表秘録』天保元年閏三月十二日の条。また本論の史料(三)にも引料のことが出てくる。

(16) 前記広瀬九兵衛日記。

(17) この点については拙論「徳島藩江戸屋敷の変遷と藩邸研究の諸課題」(前掲)を参照されたい。

(18) 図表(七)参照。